

警察官のための
充実・犯罪事実記載例

刑法犯

解説・判例付き

加藤 俊治 編著

立花書房

第
6
版

第6版 推薦の言葉

本書「警察官のための充実・犯罪事実記載例—刑法犯—〔第6版〕解説・判例付き」は、警察官をはじめとした刑事実務に係る方々から熱い支持を得て、版を重ねてきたものです。今回の「第6版」は、近時の各種法改正により、性犯罪に関する刑法等の規定が大きく変更・追加等されたことや、懲役・禁錮が拘禁刑に一本化されたこと等、刑事実務的に重要な変更が相次いだことから改訂に至ったもので、これら法改正の経緯・内容に精通した加藤俊治名古屋地方検察庁検事正の編著により、大幅に書き改められています。

そして、本書は、捜査に携わる人々に役立つことを大前提に、犯罪（送致）事実の記載例やその解説・判例等につき、分かりやすい形で要点を押さえつつ、それらを同時に掲載するという工夫がなされています。つまり、表題の罪につき、捜査官にとって実務上必要な、根拠となる「条文」、犯罪（送致）事実「作成上の留意点」、判例・裁判例を基にした実務的な刑法等の「解説」と共に、「罪数」の検討や「参考判例」の紹介を行い、さらに、「類似の犯罪（送致）事実」作成例についても一目で分かるようになっています。「充実」という本書タイトルは、このような内容を意味しており、捜査官にとって第一線の現場で刑事実務を遂行する上で不可欠なものとなると確信しています。

刑法犯についての犯罪（送致）事実作成だけでなく、実務の運用を踏まえた刑法をも学ぶための必携書として広く活用されることを期待します。

令和7年10月

名古屋高等検察庁検事長 松本 裕

第6版はしがき

本書第5版の刊行以後、約4年半が経過し、その間、性犯罪に関する刑法等の規定が大きく変更・追加されたほか、懲役・禁錮が拘禁刑に一本化されるなど、実務的にも重要な法改正が重ねられました。

また、最近においても、刑法各則に関する重要な判例が集積していますし、オンラインを利用した犯罪が多様化するなど、現実には発生する犯罪の傾向にも変化が見られるようになっていきます。

今回の改訂では、こうした変化に対応するため、性犯罪に関する刑法176条以下に関する解説及び犯罪事実記載例（第2編第16章）を大幅に改め、新規立法である性的姿態撮影等処罰法に関する解説及び犯罪事実記載例（第3編第6章）を追加するなどして、法改正の状況をフォローする形でのアップデートを図るとともに、近時の実情に鑑み、参考判例、犯罪事実記載例の入れ替え等を行いました。

本書が、引き続き、警察官を始めとする捜査実務の役に立てることを願っています。

改訂に当たっても、馬場野武部長、本山進也参与ほか立花書房編集部の皆さまに多大な御助力・御尽力をいただきました。ここに記して、御礼を申し上げます。

令和7年9月

編著者

推薦のことば ～第5版の発刊に寄せて～

犯罪事実は、事件送致や事件処理に当たって必ず記載すべきものであるため、いわば捜査の到達点である。捜査が十分になされて事案の真相が解明されればされるほど、不思議と犯罪事実は簡にして要を得たものとなる。その意味から、犯罪事実は捜査の投影とも言えよう。犯罪事実がこのようなものであることから、犯罪事実の記載例は、捜査終了に当たってどのような犯罪事実を記載すれば良いのかというだけでなく、当該捜査の開始に当たっても、どのような形で捜査がまとめれば良いのかを的確に示す羅針盤の役割を担っているように思う。捜査に携わる方々には、最新でかつ応用が利き、条文の解釈も記載されている犯罪事実記載例の参考書があれば有用であろうと思う。

本書は、警察官の皆さんを始め捜査に携わる人々から好評を博して版を重ねてきたが、この度、加藤俊治検事の編著により第5版が発刊されることになった。本書の改訂に当たり、使用頻度が高い準刑法に係る犯罪事実記載例の一部を取り込み、犯罪事実の内容・表現を最新の事例を踏まえて書き改め、近時の最高裁判例を中心に重要判例をできる限り掲載している。このように、本書は、平素の実務に役立つことを念頭に犯罪事実の記載例等を掲載するなど随所に工夫が凝らされており、単に犯罪事実記載例の参考書としての性質だけでなく、刑法犯等の解説書等の役割も果たしている。

さらに、加藤検事により、本書と対をなす「特別法犯編」も改訂された。両書は、捜査に携わる捜査官だけでなく、弁護士が代理人として特定の事件について告訴・告発しようとする場合や司法修習生が犯罪事実を起案する場合などでも有用なものとなると確認している。是非、座右の書として執務の参考にしていただければと思う。

令和3年3月

弁護士（元大阪高等検察庁検事長） 伊丹俊彦

第5版はしがき

本書は、元検事である小川賢一先生の編著により平成21年7月に新訂版が発刊され、平成29年12月発刊の第4版まで版が重ねられてきたものであり、「特別法犯」編と共に、犯罪捜査の任に当たる警察官の皆さんから好評を得てきたものです。

今回の改版に当たっては、旧版の構成・内容を基本的に受け継ぎつつ、特に、次のような点に留意して改訂作業を行いました。

1 概論に当たる部分（本書第1編）について、近時の公訴事実記載の実際等を踏まえて、記述を整理した

この部分の記述は、特別法犯とも共通するものですので、「特別法犯」編が同時に改版されるこの機会に、その点も踏まえて修正・加筆を行いました。

2 犯罪事実の内容・表現を、最近の事例に鑑みて改めた

社会情勢の変化や法改正に伴い、新たな種類の犯罪が見られるようになっていきます。また、犯罪事実の記載方法は、かつての文語的で難解なものから、口語的で平易なものへと移り変わっています。

今回の改訂では、そうした今日的な変化を取り入れることに努めました。

3 参考判例を追加した

近時の最高裁判例を中心に重要判例をできるだけ掲載することとし、【参考判例】として、その要旨を示すようにしました。

これらの試みが十分に成功したものであるか、読者の皆さんのニーズに合ったものであるかについては、今後の御批判にまきたいと思います。

なお、旧版では「特別法犯」編に収められていた準刑法に係る犯罪事実記載例の一部について、実質的には刑法に規定される犯罪と同様の性質を有するものであることから、今回の改版に当たって、本書に移しています。

また、本書では、原文が「漢字片仮名交じり」である法令名、条文、裁判例等を引用する際、読みやすさを考慮して、意味を変えない範囲で、片仮名を平仮名に変え、句読点や文字を補うなどしていることをお断りします。

改訂作業に当たっては、馬場野武部長や秋山寛和氏ほか立花書房出版部の皆さんに大変な御助力をいただきました。ここに記して、御礼を申し上げます。

令和3年4月

編著者

凡 例

判例の表記は、別記略語を用い、次の例による。

大審院判決昭和7年3月1日大審院刑事判例集11巻232頁＝大判昭7・3・1刑集
11・232

最高裁判所判決昭和50年7月1日最高裁判所刑事判例集29巻7号355頁＝最判昭
50・7・1刑集29・7・355

最高裁判所決定昭和53年2月13日最高裁判所刑事判例集32巻2号295頁＝最決昭
53・2・13刑集32・2・295

判例集等略語

刑録	大審院刑事判決録
刑集	大審院刑事判決集
刑集	最高裁判所刑事判例集
民集	最高裁判所民事判例集
裁判集	最高裁判所裁判集（刑事）
高刑集	高等裁判所刑事判例集
東高時報	東京高等裁判所刑事判決時報
高検速報	高等裁判所刑事裁判速報（集）
刑裁特	高等裁判所刑事裁判特報
下刑集	下級裁判所刑事裁判例集
刑裁月報	刑事裁判月報
家裁月報	家庭裁判月報
判時	判例時報
判タ	判例タイムズ

目 次

推薦のことば	
第6版はしがき	
推薦のことば ～第5版の発刊に寄せて～	
第5版はしがき	
凡 例	
判例集等略語	

第1編 犯罪事実の記載要領概論

第1章 犯罪事実記載の基本	2
第1 犯罪事実記載の意義	2
第2 犯罪事実記載要領の基本	2
1 記載事項	2
2 六何（八何）の原則	3
第3 記載の形式に関する留意事項	4
1 基本的な留意事項	4
2 複数の罪について、段落分け（「第1」「第2」……）をする場合	5
3 別表を用いる場合	7
第4 犯罪事実の特定等に関する留意事項	10
1 犯罪事実の特定	10
2 法的評価の記載	10
第5 いわゆる余事記載に関する留意事項	11
1 被疑者の経歴、性等	11
2 被疑者の社会的身分等	11
3 被疑者の前科・前歴	12
4 書類等の内容の引用	12
5 犯罪の動機・目的	13

第 6	被疑者が複数である場合	13
	被疑者甲、乙、丙 3 名の共謀による犯行で、3 名を同時送致する場合の記載例	13
	被疑者甲、乙、丙 3 名の共謀による犯行で、このうち甲及び乙の 2 名を同時送致し、丙は同時送致しない場合（例えば、丙が逃亡中の場合）の記載例	14
	2 名の共犯事件で、共犯者 1 名の氏名が不詳の場合の記載例	14
	共犯者 1 名の氏名は判明したが、その他の共犯者数名の氏名が不詳の場合の記載例	14
	共犯者が数名存在していることは判明したが、その氏名が不詳の場合の記載例	14
第 2 章	未遂犯に関する記載要領	15
第 1	未遂犯一般	15
第 2	中止犯	17
第 3 章	共犯に関する記載要領	20
第 1	共同正犯	20
第 2	教唆犯	21
第 3	幫助犯（従犯）	23
第 4	共犯と身分	25
	身分者と非身分者とを同時送致する場合の記載例	25
	身分者に加功した非身分者（前記記載例の乙野次郎）のみを送致する場合の記載例	26
第 4 章	科刑上一罪に関する記載要領	27
	観念的競合の記載例（公務執行妨害・傷害）	28
	牽連犯の記載例（住居侵入・窃盗）	28

第5章 法律上の減軽事由	30
第1 過剰防衛及び誤想過剰防衛	30
過剰防衛の記載例（傷害致死）	31
誤想過剰防衛の記載例（殺人）	31
第2 心神耗弱	34
 第6章 罪名及び罰条の記載要領	37
第1 罪名・罰条の一般的記載例	37
1 刑法犯の罪名・罰条	37
一般的な記載例	37
未遂犯の記載例	37
2 特別法犯の罪名・罰条	37
特別法犯の記載例	38
特別法犯の未遂犯の記載例	38
盗犯等防止法、自動車運転死傷処罰法、性的姿態撮影等処罰法の記 載例	39
3 共犯の罪名・罰条	40
(1) 共同正犯	40
共同正犯の記載例	40
(2) 教唆犯、幫助犯	40
教唆犯の記載例	40
幫助犯の記載例	40
4 罰則が他の条文を引用している場合における罰条	41
他の条文を引用している罰則に関する記載例	41
5 罪数との関係	41
(1) 併合罪	41
併合罪の場合の記載例：項ごとに罪名等が異なる場合	41
併合罪の場合の記載例：複数の項に共通の罪名等がある場合	41
(2) 科刑上一罪の場合	42
牽連犯の記載例	42
観念的競合の記載例	42

第2	法令の改正があった場合における罪名・罰条の記載	42
1	概説	42
2	刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律66号）（令和5年7月13日施行）による改正の例	44
	改正法施行前の行為についての記載例	46
3	刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律67号）（令和7年6月1日施行）による改正の例	46
	改正法施行前の行為についての記載例	46
	改正法施行後の行為についての記載例	47
4	旧法を適用する場合の一般的な罰条の記載例	47
	刑法の一部が改正された後、改正前の刑法を適用する場合の記載例	47
	特別法の一部が改正された後、改正前の法令を適用する場合の記載例	47

第2編 刑法各則関係の犯罪事実記載方法

第1章 公務の執行を妨害する罪	50
第1 公務執行妨害（刑法95条1項）	50
挙動不審者に対する職務質問を妨害した事例	50
盗難車両検索中の職務質問に対する妨害事例	54
言動の注意に対する妨害事例	54
駐車違反の取締りに対する妨害事例	54
区役所職員の職務に対する妨害事例	55
公務執行妨害・傷害の事例	55
第2 職務強要（刑法95条2項）	55
職務強要事例	56
第3 電子計算機損壊等公務執行妨害（刑法95条の2）	57
職員が現に公務に使用しているPC端末を損壊した事例	57
第4 封印等破棄（刑法96条）	59
差押えの表示を損壊した事例	59
第5 強制執行妨害目的財産損壊等（刑法96条の2）	62
財産の隠匿事例	62
第6 強制執行行為妨害等（刑法96条の3）	65
威力による強制執行行為妨害事例	65
第7 強制執行関係売却妨害（刑法96条の4）	66
偽計による売却妨害事例	66
第8 加重封印等破棄等（刑法96条の5）	68
第9 公契約関係競売等妨害（刑法96条の6第1項）	68
偽計による入札妨害事例	68
威力による入札妨害事例	70
第10 談合（刑法96条の6第2項）	70
談合事例	71

第2章 逃走の罪 73

- 第1 逃走（刑法97条）..... 73
 - 被疑者逃亡の事例 73
 - 被告人が逃走した事例 75
- 第2 加重逃走（刑法98条）..... 76
 - 看守等に暴行等を加えて逃走した事例 76
- 第3 被拘禁者奪取（刑法99条） 77
 - 警察官に逮捕されて連行される途中の友人を奪取した事例 78
- 第4 逃走援助（刑法100条）..... 79
 - 刑務所に服役中の者にひそかに逃走用の金鋸^{かなのこ}を手交した事例（第1例）..... 79
 - 友人の被告人を逃走させるため裁判所内で看守者に暴行を加えた事例（第2例）..... 79

第3章 犯人蔵匿・証拠隠滅の罪 82

- 第1 犯人蔵匿等（刑法103条）..... 82
 - 宿泊場所の提供による蔵匿事例 82
 - 逃走費用を渡して犯人を逃走させた犯人隠避事例 84
 - 隠れ場所を借りるための便宜供与等による犯人隠避事例 85
 - 身代わりとして交通違反の虚偽申告をした犯人隠避の事例1 85
 - 身代わりとして交通違反の虚偽申告をした犯人隠避の事例2 85
 - 殺人の身代わり犯人として別人を出頭させた犯人隠避教唆事例 86
 - 交通違反の身代わり犯人として別人を出頭させた犯人隠避教唆事例 86
 - 傷害・犯人隠避教唆の事例 87
- 第2 証拠隠滅等（刑法104条）..... 88
 - 証拠物を投棄した事例 88
 - 証拠物を隠匿した事例 90
 - 虚偽の誓約書の作成による証拠の偽造教唆事例 91
- 第3 証人等威迫（刑法105条の2）..... 91
 - 強談威迫の事例 92

第4章 放火及び失火の罪	94
第1 現住建造物等放火（刑法108条）	94
現に人が使用する住居に対する放火既遂事例1	94
現に人が使用する住居に対する放火既遂事例2	99
人が現在する住居に対する放火既遂事例	99
現に人が使用する住居に対する放火未遂事例	99
人の現在する建造物に対する放火未遂事例	100
第2 非現住建造物等放火・自己所有非現住建造物等放火（刑法109条）	100
倉庫への放火既遂事例	100
マンションの自分の部屋への放火既遂事例	102
空き家への放火既遂事例	103
自己所有の納屋に対する放火事例	103
第3 建造物等以外放火・自己所有建造物等以外放火（刑法110条）	104
ダンボール箱等の放火既遂事例	104
木箱等の放火既遂事例	105
自己所有の普通乗用自動車に対する放火既遂事例	106
第4 放火予備（刑法113条）	106
放火手段の携帯事例	106
第5 建造物等失火・自己所有非現住建造物等失火（刑法116条）	108
寝たばこによる失火事例	108
第6 業務上失火・業務上過失激発物破裂・重過失失火・重過失激発物 破裂（刑法117条の2）	109
自動車修理工場における業務上失火事例	109
飲食店主による業務上失火の事例	111
重過失失火の事例	111
第7 ガス漏出等及び同致死傷（刑法118条）	112
ガス漏出等事例1	112
ガス漏出等事例2	114
ガス漏出等致傷事例	114

第5章 往来を妨害する罪…………… 115

- 第1 往来妨害・電汽車往来危険・艦船往来危険（刑法124条、125条）… 115
 陸路を閉塞した事例 …………… 116
 線路上に石を置いた事例 …………… 117
 鉄道敷地内軌道上等に枕木等を置いた事例 …………… 119
- 第2 過失往来危険（刑法129条）…………… 120
 道路交通法違反・過失往来危険の事例 …………… 120
 踏切への無理な侵入による過失往来危険の事例…………… 121
 艦船の往来の危険を生じさせた業務上往来危険の事例 …………… 122

第6章 住居を侵す罪…………… 123

- 住居侵入・不退去（刑法130条）…………… 123
 金品窃取目的での家屋侵入事例 …………… 123
 人の看守する建造物への侵入事例 …………… 127
 建造物侵入及び窃盗事例 …………… 127
 住居の敷地への侵入事例 …………… 127
 マンションのベランダへの侵入事例 …………… 128
 家屋の侵入未遂事例 …………… 128
 不退去の事例 …………… 128

第7章 秘密を侵す罪…………… 129

- 第1 信書開封（刑法133条）…………… 129
 封緘した封書の開封事例 …………… 129
- 第2 秘密漏示（刑法134条）…………… 130
 医師の秘密漏示事例 …………… 131

第8章 飲料水に関する罪…………… 133

- 第1 浄水汚染（刑法142条）…………… 133
 浄水への食紅の混入事例 …………… 134

第2 浄水毒物等混入（刑法144条）	135
浄水への青酸カリの混入事例	135
第9章 通貨偽造の罪	136
第1 通貨偽造・偽造通貨行使（刑法148条）	136
通貨偽造・同行使の事例1	136
通貨偽造・同行使の事例2	138
第2 偽造通貨等取得（刑法150条）	139
偽造通貨取得事例	139
第3 取得後知情行使等（刑法152条）	140
偽造通貨取得後知情行使事例	140
第4 通貨偽造等準備（刑法153条）	141
写真機等の準備事例	141
第10章 文書偽造の罪	143
第1 公文書偽造等（刑法155条）	143
法人登記事項証明書に関する有印公文書偽造事例	144
高齢運転者等標章専用場所駐車標章を偽造・行使した事例	148
不起訴処分があった旨の検察官作成文書を偽造・行使した事例	148
自動車運転免許証に関する有印公文書偽造・同行使・有印私文書偽造・同行使・詐欺・窃盗事例	149
第2 公正証書原本不実記載等（刑法157条1項）	150
戸籍に関する電磁的公正証書原本不実記録・同供用事例	151
内容虚偽の公正証書の作成・行使事例	153
内容虚偽の会社役員登記事例	153
戸籍に関する有印私文書偽造・同行使・電磁的公正証書原本不実記録・同供用事例	154
住民票に関する有印私文書偽造・同行使・電磁的公正証書原本不実記録・同供用・詐欺事例	155
住民票に関する有印私文書偽造・同行使・電磁的公正証書原本不実記録・同供用事例	156

自動車登録ファイルに関する電磁的公正証書原本不実記録・同供用事例	157
----------------------------------	-----

第3 免状等不実記載（刑法157条2項）	158
運転免許証の不実記載事例	158

第4 私文書偽造等（刑法159条）	159
有印私文書偽造・同行使・詐欺の事例	160
窃盗・有印私文書偽造・同行使・詐欺の事例	164
有印私文書偽造・同行使・詐欺未遂の事例	164
交通事件原票の供述書の偽造事例	165

第5 電磁的記録不正作出及び供用（刑法161条の2）	166
勝馬投票券上の電磁的記録の不正作出事例	166
他人名義のクレジットカードを不正使用し、通信販売により商品を配送させた事例（私電磁的記録不正作出、不正作出私電磁的記録供用、窃盗）	170
本人に無断で郵便の転居届を提出した事例	171

第11章 有価証券偽造の罪、支払用カード電磁的記録に関する罪 172

第1 有価証券偽造・虚偽記入（刑法162条）	172
通学定期券の偽造・行使事例	172
約束手形用紙の業務上横領及び約束手形偽造事例	175
為替手形の偽造・虚偽記入・同行使・詐欺事例	175
当選宝くじ偽造・行使事例	176
入浴券の偽造・行使事例	176
変造商品券の交付事例	177

第2 支払用カード電磁的記録不正作出等（刑法163条の2、163条の3、163条の4）	177
クレジットカードの磁気部分の不正作出事例	178
不正に作出されたクレジットカードの電磁的記録供用・詐欺の事例	179
不正電磁的記録カード譲渡しの事例	180
不正電磁的記録カード所持の事例	180
支払用カード電磁的記録情報保管の事例	181

第12章 印章偽造の罪	187
第1 公印偽造・公印不正使用（刑法165条）	187
選挙管理委員会の検印を偽造した事例	187
第2 私印偽造・私印不正使用（刑法167条）	188
氏名の詐称事例	188
 第13章 不正指令電磁的記録に関する罪	190
不正指令電磁的記録作成等（刑法168条の2、168条の3）	190
不正指令電磁的記録作成事例（168条の2第1項1号）	194
不正指令電磁的記録提供事例（168条の2第1項2号）	194
不正指令電磁的記録供用事例（168条の2第2項）	195
不正指令電磁的記録保管事例（168条の3）	195
 第14章 偽証の罪	197
偽証（刑法169条）	197
偽証事例	197
 第15章 虚偽告訴の罪	199
虚偽告訴等（刑法172条）	199
警察へ虚偽の犯罪を申告した事例	199

第16章 わいせつ、不同意性交等及び重婚の罪…………… 201

第1 近時の改正…………… 201

- 1 刑法の一部を改正する法律（平成29年法律72号）による改正の概要…………… 201
 - (1) 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し…………… 201
 - (2) 集団強姦等罪及び同致死傷罪の廃止…………… 202
 - (3) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設…………… 202
 - (4) 強盗強姦罪（旧名）の構成要件の見直し等…………… 202
 - (5) 性犯罪の非親告罪化…………… 203
 - (6) 経過措置等…………… 204
- 2 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律66号）による改正の概要…………… 204
 - (1) 強制わいせつ罪・強制性交等罪等の要件の改正…………… 204
 - (2) 16歳未満の者に対する面会要求等の罪の新設…………… 206
 - (3) 経過措置等…………… 206

第2 公然わいせつ（刑法174条）…………… 206

- 陰茎の露出事例…………… 207
- 電車内における公然わいせつ及び射精による器物損壊行為の事例…………… 208

第3 わいせつ物頒布等（刑法175条）…………… 208

- わいせつ電磁的記録記録媒体等有償頒布目的所持事例…………… 208
- 児童ポルノであるわいせつな電磁的記録を送信して提供・頒布した事例（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条2項後段の罪と観念的競合となる事例）…………… 212
- わいせつDVD頒布事例…………… 213
- わいせつ図画頒布事例…………… 213
- わいせつ図画陳列事例…………… 213
- インターネットを利用したわいせつ動画陳列事例…………… 214

第4 不同意わいせつ（刑法176条）…………… 214

- 帰宅途上の女性を狙った不同意わいせつ事例…………… 215
- 暴行による不同意わいせつ事例（1項1号）…………… 221
- 暴行による不同意わいせつの未遂事例①（1項1号）…………… 221
- 暴行による不同意わいせつの未遂事例②（1項1号）…………… 222
- 脅迫による不同意わいせつ事例（1項1号）…………… 222
- 被害者が暴行を受けたことに乗じた不同意わいせつ事例（1項1号）…………… 222

被害者の精神の障害に乗じた不同意わいせつ事例（1項2号）	223
被害者の身体障害に乗じた不同意わいせつ事例（1項2号）	223
薬物を服用させた不同意わいせつ事例（1項3号）	223
泥酔状態に乗じた不同意わいせつ事例（1項3号）	223
睡眠中であることに乗じた不同意わいせつ事例（住居侵入を伴うもの）（1項4号）	224
すれ違いざまの不同意わいせつ事例（1項5号）	224
電車内のちかんによる不同意わいせつ事例（1項5号、6号）	224
カラオケボックス内における不同意わいせつ事例（1項5号、6号）	225
予想と異なる事態に直面させて恐怖・驚愕させた不同意わいせつ事例（1項6号）	225
性的虐待に起因する心理状態に乗じた不同意わいせつ事例（1項7号）	225
上司の地位を利用した不同意わいせつ事例（1項8号）	226
親族の地位を利用した不同意わいせつ事例（1項8号）	226
行為がわいせつなものではないとの誤信させた不同意わいせつ事例（2項）	227
行為がわいせつなものではないとの誤信に乗じた不同意わいせつ事例（2項）	227
人違いに乗じた不同意わいせつ事例（2項）	227
13歳未満の者に対する不同意わいせつ事例（3項）	228
13歳以上16歳未満の者に対する不同意わいせつ未遂事例（3項）	228
13歳以上16歳未満の者に対する不同意わいせつ事例・暴行を伴うもの（1項1号、3項）	228
第5 不同意性交等（刑法177条）	229
暴行による性交事例（177条1項、176条1項1号）	229
共犯男性2名による女性に対する性交事例（177条1項、176条1項1号、60条）	231
女性が男性と共謀して女性被害者と性交をさせた事例（177条1項、176条1項1号、60条）	232
肛門性交事例（177条1項、176条1項1号）	232
肛門性交事例（被害者の陰茎を自己の肛門に入れさせた事例）（177条1項、176条1項1号）	232
口腔性交事例①（177条1項、176条1項1号）	233
口腔性交事例②（177条1項、176条1項8号）	233

膣内に手指を挿入したちかん行為の事例（177条1項、176条1項6号）	233
13歳未満の者の肛門に物を入れた事例（177条3項）	234

第6 監護者わいせつ及び監護者性交等（刑法179条）	234
内縁の夫による内縁の妻の娘に対する監護者わいせつ事例	234
内縁の夫による内縁の妻の娘に対する監護者性交等事例	235
内縁の夫による内縁の妻の娘に対する監護者性交等未遂事例	235

第7 不同意わいせつ致死（傷）・不同意性交等致死（傷）（刑法181条）	237
不同意わいせつ致傷事例1	237
不同意わいせつ致傷事例2	239
不同意性交等致傷事例1	240
不同意性交等致傷事例2（強制性交等は未遂）	240
内縁の夫による内縁の妻の娘に対する監護者わいせつ致傷事例	241
不同意性交等致死事例（性交等は未遂）	241

第8 16歳未満の娘に対する面会要求等（刑法182条）	242
誘惑による面会要求事例（1項1号）	243
反復して面会要求をした事例（相手方が13歳未満の場合の例、1項2号）	243
利益供与の申込みをして面会要求をした事例（1項3号）	243
威迫して面会をした事例（2項）	244
性的姿態映像送信要求事例（3項）	244

第17章 賭博及び富くじに関する罪 246

第1 賭博（刑法185条）	246
麻雀賭博の事例	246
さいころ賭博の事例	247
ポーカーゲーム機を使用した賭博の幫助事例	248
第2 常習賭博・賭博場開張等図利（刑法186条）	248
ゲーム機を使用した常習賭博事例	248
トランプによる常習賭博事例	250
ゲーム機を使用した常習賭博・経営者と従業員の共犯事例	250
麻雀に係る賭博場開張図利・同幫助の事例	251

高校野球を利用した賭博場開張図利事例	251
プロ野球を利用した賭博場開張図利事例	251
さいころを使用した賭博場開張図利・同幫助の事例	252
カジノ店における賭博場開張図利・常習賭博事例	252
常習賭博による犯罪収益を他人名義口座に入金した事例（組織的犯罪処罰法10条1項前段違反）	253

第18章 礼拝所及び墳墓に関する罪 255

第1 礼拝所不敬・説教妨害（刑法188条）	255
墓所に対する不敬の事例	255
礼拝所不敬・器物損壊の事例	256
墓所における公然わいせつ事例	256
第2 死体損壊等（刑法190条）	257
死体を埋めた事例	257
死胎を焼却した事例	258
死体損壊・遺棄事例	259

第19章 汚職の罪 260

第1 公務員職権濫用等（刑法193条、195条）	260
公務員職権濫用事例	260
特別公務員暴行陵虐事例	262
第2 収賄・受託収賄・事前収賄（刑法197条）及び贈賄（刑法198条）	263
収賄・贈賄事例	264
日本公庫職員による単純収賄・贈賄事例	268
国立大学法人の准教授による単純収賄・贈賄事例	269
市長の事前収賄・贈賄・公職選挙法違反（同法248条2項、199条）の事例	270
国立大学法人教授の受託収賄事例	272
議員の受託収賄事例	272
第3 加重収賄（刑法197条の3）	273
国立大学法人職員の試験問題漏洩事例	273

第20章 殺人の罪 275

- 第1 殺人（刑法199条）..... 275
- 無理心中・絞頸による殺害事例 275
 - 保険金殺人の事例（共謀共同正犯）..... 277
 - 嬰兒殺事例 278
 - 放火を手段とする殺人の事例 278
 - 刃物を使用した殺人の事例 278
 - 刃物を使用した殺人未遂の事例1 279
 - 刃物を使用した殺人未遂の事例2 279
 - 金属バットを使用した殺人の事例 279
 - 拳銃を使用した殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法31条、3
条の13、31条の3第2項・1項、3条1項）の事例..... 280
 - 自動車から振り落とした殺人未遂（未必の故意）の事例 280
- 第2 殺人予備（刑法201条）..... 281
- 殺人予備の事例 282
 - サリン生成用化学プラント建設事例 283
- 第3 自殺関与及び同意殺人（刑法202条）..... 283
- 承諾殺人・心中事例 284
 - 囑託殺人の事例 285
 - 囑託殺人未遂の事例 285

第21章 傷害及び過失傷害の罪 287

- 第1 傷害（刑法204条）..... 287
- 拳での殴打事例 287
 - 凶器使用の傷害事例 291
 - 刃物使用の傷害・銃砲刀剣類所持等取締法違反事例..... 291
 - 拳での殴打及び足蹴りによる傷害の共同正犯事例..... 291
 - 拳での殴打及び凶器使用による傷害の共同正犯事例..... 292

第 2	傷害致死（刑法205条）	292
	傷害致死の事例 1	292
	傷害致死の事例 2	294
	傷害致死の事例 3	294
第 3	同時傷害の特例（刑法207条）	295
	同時傷害の事例	295
第 4	暴行（刑法208条）	297
	拳での殴打事例	298
	胸ぐらをつかみ引っ張り回すなどの事例	299
	ホームから転落させるなどの事例	299
第 5	凶器準備集合・凶器準備結集（刑法208条の2）	300
	凶器準備集合事例	300
	凶器準備結集事例	301
第 6	過失傷害（刑法209条）	302
	犬による事例	302
	ゴルフ練習による事例	303
	手押し車による事例	303
第 7	業務上過失傷害・業務上過失致死・重過失傷害・重過失致死（刑法211条）	304
	建設現場事故の業務上過失致死事例	304
	工事現場事故の業務上過失致死事例	306
	業務上過失致死・人工妊娠中絶事例	307
	重過失致死事例 1	307
	重過失致死事例 2	308
	自転車事故による重過失傷害事例	308

第22章 遺棄の罪	310
第1 遺棄（刑法217条）	310
乳児の遺棄事例	310
第2 保護責任者遺棄（刑法218条）	311
幼年者の置き去りによる遺棄事例	311
置き去りによる遺棄事例1	312
置き去りによる遺棄事例2	312
置き去りによる遺棄・不保護事例	313
老年の病者に対する不保護事例	313
第3 遺棄致死傷・保護責任者遺棄致死傷（刑法219条）	314
保護責任者遺棄致傷の事例	314
第23章 逮捕及び監禁の罪	316
第1 逮捕・監禁（刑法220条）	316
走行する自動車内に監禁した事例	316
逮捕監禁・傷害の事例（併合罪となる例）	318
第2 逮捕監禁致死傷（刑法221条）	318
逮捕監禁致傷の事例	319
第24章 脅迫の罪	320
第1 脅迫（刑法222条）	320
生命・身体に対する害悪の告知事例	320
電話による身体等に対する害悪の告知事例	322
電子メールによる害悪の告知事例	322
第2 強要（刑法223条）	323
新聞購読の申込みをさせた事例	323
面会の強要未遂事例	325
念書の作成を強要した事例	325

第25章 略取、誘拐及び人身売買の罪	327
第1 未成年者略取及び誘拐（刑法224条）.....	327
未成年者誘拐の事例1	329
未成年者誘拐の事例2	330
第2 営利目的等略取及び誘拐（刑法225条）	331
わいせつ目的誘拐・不同意わいせつ事例	331
わいせつ目的誘拐・不同意性交等事例	333
わいせつ目的誘拐・傷害事例	334
第3 身の代金目的略取等（刑法225条の2）.....	334
身の代金目的略取・略取者身の代金要求・監禁事例.....	335
身の代金目的略取・略取者身の代金取得等・監禁の事例	337
第4 平成17年改正法による改正	338
1 所在国外移送目的略取及び誘拐（刑法226条）.....	338
2 人身売買（刑法226条の2）	339
3 被略取者等所在国外移送（刑法226条の3）.....	340
4 被略取者引渡し等（刑法227条）	341
 第26章 名誉に対する罪	343
第1 名誉毀損（刑法230条）	343
名誉毀損事例1	344
名誉毀損事例2	346
SNSを利用した名誉毀損事例	346
郵便による名誉毀損事例	347
第2 侮辱（刑法231条）.....	347
侮辱事例	348
 第27章 信用及び業務に対する罪	350
第1 信用毀損・業務妨害（刑法233条）.....	350
電話を利用した偽計による業務妨害事例	350
消防職員に対する偽計業務妨害事例	353
信用毀損事例	353

第2	威力業務妨害（刑法234条）	354
	ガソリンスタンドの業務を妨害した事例	354
	食料品販売店の業務を妨害した事例	356
	パチンコ店の営業を妨害した事例	356
	飲食店の営業を妨害した事例	356
	株主総会の議事運営を妨害した威力業務妨害・傷害事例	357
第3	電子計算機損壊等業務妨害（刑法234条の2）	357
	電子計算機損壊等業務妨害事例	357
	電子計算機に不正な指令を与えた事例	359
	不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反・電子計算機損壊等業務妨害事例	359

第28章 窃盗及び強盗の罪 361

第1	窃盗（刑法235条）	361
	パーソナルコンピュータ窃盗の事例	362
	万引きの事例	367
	自転車盗の事例	367
	自動車盗の事例	368
	仮睡盗の事例	368
	ひったくり盗の事例	368
	スリの事例	369
	侵入盗未遂の事例（住居侵入罪を伴う記載例）	369
	用具を用いた侵入盗未遂の事例（住居侵入罪を伴う記載例）	369
	車上狙いの事例	370
	事務所荒らしの事例	370
	カードの窃取とそれを使用した商品詐欺未遂の事例	370
	カードの窃取と現金自動預払機からの現金引出し窃盗の事例	371
	預金通帳等の窃取とそれを利用した私文書偽造・同行使・詐欺の事例	371
	特殊詐欺に類似するキャッシュカード窃取事例	372
	窃取した盗品を他人になりすまして処分した事例（組織的犯罪処罰法10条1項前段違反）	372

第 2	不動産侵奪（刑法235条の2）	373
	空き家に入居して侵奪した事例	373
	勝手に建物を建てるなどして土地を侵奪した事例	374
第 3	強盗（刑法第236条）	375
	凶器を示した強盗の事例	375
	住居侵入・凶器を示した強盗の事例	379
	帰宅途中の通行人を狙った路上強盗事例	379
	居直り強盗の事例	380
	郵便局での強盗未遂事例	380
	凶器を示した車内等での強盗未遂・強盗事例	380
	タクシー運賃の支払を免れるための強盗事例（2項強盗）	381
	現金の強取し、更に飲食代金支払を免れた強盗事例（1項強盗及び 2項強盗）	382
第 4	強盗予備（刑法237条）	383
	刃物を携えた住居侵入・強盗予備の事例	383
第 5	事後強盗（刑法238条）	384
	逮捕を免れるための事後強盗事例	384
	住居侵入・逮捕を免れるための事後強盗事例	386
	取返しを防ぐための事後強盗事例 1	387
	取返しを防ぐための事後強盗事例 2	387
第 6	昏酔強盗（刑法239条）	387
	薬物を使用した昏酔強盗の事例 1	388
	薬物を使用した昏酔強盗の事例 2	389
	薬物を使用した昏酔強盗の事例 3	389
第 7	強盗致傷・強盗致死（刑法240条）	390
	強盗致傷の事例 1	390
	強盗致傷の事例 2	392
	強盗殺人及び犯跡隠蔽のための現住建造物等放火事例	393
第 8	強盗・不同意性交等及び同致死（刑法241条）	394
	強盗の途中から不同意性交等の犯意を生じた事例	394
	当初から強盗及び不同意性交等の犯意があった事例	395
	強盗及び不同意性交等が未遂となった事例	395
	不同意性交等の途中から強盗の犯意を生じた事例	396

強盗を犯し、相手方が畏怖しているのに乗じて不同意性交等に及んだ事例	399
窃盗の目的で住居に侵入し、後に強盗及び不同意性交等の犯意を生じた事例（住居侵入、強盗・不同意性交等）	399
強盗の目的で住居に侵入し、後に不同意性交等の犯意を生じた場合で、それらがいずれも未遂に終わったが傷害の結果を生じさせた事例（住居侵入、強盗・不同意性交等）	400
強盗・不同意性交等致死の事例（強盗行為が先行する場合）	401
強盗・不同意性交等致死の事例（不同意性交等行為が先行する場合）	401
殺意をもって殺害に至った事例（強盗・不同意性交等殺人）	402

第29章 詐欺及び恐喝の罪 403

第1 詐欺（刑法246条）	403
無銭飲食の事例1	403
無銭飲食の事例2（1項詐欺及び2項詐欺）	411
カラオケ店における無銭飲食等の事例（1項詐欺及び2項詐欺）	411
両替名目の現金詐取事例	412
寸借名目の現金詐取事例	412
勝馬投票券の購入代金名目の現金詐取事例	412
レンタカーの詐取事例	413
レンタル商品の詐取事例	413
借用名目の商品詐取事例	414
借用名目の現金詐取事例	414
住宅建築請負名目の現金詐取事例	415
不正に入手したクレジットカードを利用した商品詐取事例	416
入学あっせん名目の現金詐取事例	417
交通事故を偽装した治療費等名目の現金詐取事例（未遂）	418
釣銭名目の現金詐取事例	418
集金名目の現金詐取事例	418
株買付代金名目の現金詐取事例	419
定期預金名目での現金詐取事例（SNS利用）	420
取込み詐欺事例	420
売買手付金名目の現金詐取事例	421
借用名目の手形詐取事例	422

交通事故を偽装した対物賠償保険金名目の現金詐取事例	423
販売委託名目の商品詐取事例	424
購入あっせん名目の現金詐取事例	424
割賦購入名目の自動車詐取事例	425
購入名目の商品詐取事例	425
現金受取型の特殊詐欺（受け子・未遂）事例	425
送金型の特殊詐欺事例	426
だまし取ったキャッシュカードをATMに挿入して不正送金をした 事例（預貯金詐欺。第2は電子計算機使用詐欺）	426
融資保証詐欺事例1	428
融資保証詐欺事例2	428
金融商品詐欺事例1	429
金融商品詐欺事例2	429
ギャンブル詐欺事例	431
交際あっせん詐欺事例	431
販売店からの携帯電話機詐取事例	432
スマートフォン上に表示されるバーコードを不正利用して商品を 詐取した事例	433
電子決済手段を不正に使用して商品を詐取した事例	433
金融機関から預金通帳等を詐取した事例	434
インターネットによる申込みを悪用して金融機関からキャッシュ カードを詐取した事例（私電磁的記録不正作出・供用を伴うもの）	434
生活保護費の不正受給事例	435
タクシーの無賃乗車事例（2項詐欺）	436
国民健康保険証の不正使用事例（2項詐欺）	436
賃借権の不正取得事例（2項詐欺）	437
架空料金請求詐欺事例（2項詐欺）	437
第2 電子計算機使用詐欺（刑法246条の2）	439
信用金庫のオンラインシステムを不正に使用した事例	441
他人名義クレジットカードの不正使用事例	442
第3 背任（刑法247条）	442
経理責任者による給与の水増し事例	443
登記協力義務違反の背任事例	447
架空貸付けの背任事例	447

第4 恐喝（刑法249条）	448
通行人に対するたかりの事例1	449
通行人に対するたかりの事例2（未遂）	452
タクシー売上金の恐喝・乗車料金の踏み倒し事例（1項恐喝及び	
2項恐喝）	452
女性の裸体写真等を利用した事例（未遂）	453
暴力団員によるしめ飾り販売名目の事例（未遂）	454
不正行為に対する注意名目の事例	454
用心棒代名目の事例	455
みかじめ料名目の事例	455
工事施工を種にゆする事例	456
自己所有物が紛失されたことを種にゆする事例	456
賛助金名目の事例（未遂）	457
地回り名目の事例	457
慰謝料名目の事例1（未遂）	458
慰謝料名目の事例2（未遂）	459
交通事故を種にした事例（未遂）	459
物損事故賠償金名目の恐喝未遂・傷害事例	460
損害賠償名目の事例1	460
損害賠償名目の事例2（未遂）	461
損害賠償名目の事例3（未遂）	461
過払を種にした事例	462
債権取立名目の事例1	463
債権取立名目の事例2	463
会社に対するゆすり事例1（未遂）	464
会社に対するゆすり事例2（未遂）	465
不正経営をあばくことを種にゆする事例（未遂）	465
従業員の応対に因縁を付けた事例	466
ガソリン代金の支払を免れた事例（2項恐喝）	467
因縁を付けて飲食代金の支払を免れた事例（2項恐喝）	467
万引きをしたと因縁を付けた事例（1項恐喝及び2項恐喝）	468

第30章 横領の罪	470
第1 横領（刑法252条）	470
費消及び着服横領事例	470
拐帯横領事例1	474
拐帯横領事例2	474
売却横領事例	475
担保権設定事例	475
第2 業務上横領（刑法253条）	475
着服横領事例	476
振込横領事例	477
郵便局員による着服横領事例	478
警備会社業務課長による着服横領事例	478
営業所長による着服横領事例	479
会社取締役による金券売却横領事例	479
第3 遺失物等横領（刑法254条）	480
拾得横領事例	480
遺失物横領・詐欺事例	481
遺失物横領・有価証券偽造事例	482
 第31章 盗品等に関する罪	484
盗品譲受け等（刑法256条）	484
盗品無償譲受け事例	484
盗品運搬事例	487
盗品保管事例	488
盗品有償譲受け事例	488
盗品有償処分あっせん事例	488

第32章 毀棄及び隠匿の罪	489
第1 公用文書等毀棄（刑法258条）	489
供述調書の署名等を求められた際にそれを引き裂いた事例	489
第2 私用文書等毀棄（刑法259条）	490
借用証書の毀棄事例	491
第3 建造物等損壊・建造物等損壊致死傷（刑法260条）	492
建造物損壊事例	492
第4 器物損壊等（刑法261条）	494
テレビの投げ捨て事例	494
ドアガラスの損壊事例	496
窓ガラスの損壊事例	496
タイヤをパンクさせた事例	496
自動車のバンパー等の損壊事例	497
公衆電話機の損壊事例	497
看板の損壊事例	497
犬に対する傷害事例（住居侵入を伴う事例）	497
猫に対する虐待事例（動物の愛護及び管理に関する法律違反を伴う事例）	498
第5 信書隠匿（刑法263条）	498
信書隠匿事例	498

第3編 準刑法関係の犯罪事実記載例

第1章 暴力行為等処罰に関する法律	502
第1 集団的な態様又は示凶器による暴行・脅迫・器物損壊（1条） ..	502
暴力団の威力を示して脅迫した事例	502
団体・多衆の威力を示して脅迫した事例	505
凶器を示して脅迫した事例	505
共同暴行事例	506
第2 加重傷害（1条の2第1項）	506
日本刀で傷害に及んだ事例	506
第3 常習傷害・暴行・脅迫・器物損壊（1条の3第1項）	507
常習傷害事例	507
第4 面会強請・強談威迫（2条1項）	508
面会の強請事例	508
強談事例	510
第2章 盗犯等の防止及び処分に関する法律	511
第1 常習特殊強窃盗（2条）	511
凶器携帯の常習窃盗事例	511
共同による常習窃盗事例	513
玄関施錠を破壊した常習窃盗事例	513
夜間侵入による常習窃盗事例	513
第2 常習累犯強窃盗（3条、2条）	514
常習累犯窃盗事例	514

第3章 軽犯罪法 518

潜伏事例（1条1号）.....	521
凶器携帯事例（1条2号）.....	521
侵入具携帯事例（1条3号）.....	523
浮浪事例（1条4号）.....	524
粗野・乱暴な言動事例（1条5号）.....	524
消灯事例（1条6号）.....	525
水路交通妨害事例（1条7号）.....	526
変事非協力事例（1条8号）.....	526
火気乱用事例（1条9号）.....	527
爆発物使用等事例（1条10号）.....	527
危険物投入等事例（1条11号）.....	528
危険動物解放等事例（1条12号）.....	528
行列割り込み等事例（1条13号）.....	529
静穏妨害事例（1条14号）.....	530
称号詐称・標章等窃用事例（1条15号）.....	531
虚偽申告事例（1条16号）.....	531
氏名等不実申告事例（1条17号）.....	532
要扶助者・死体等不申告事例（1条18号）.....	533
変死現場等変更事例（1条19号）.....	533
身体露出事例（1条20号）.....	534
こじき事例（1条22号）.....	534
のぞき見事例（1条23号）.....	535
儀式妨害事例（1条24号）.....	536
水路流通妨害事例（1条25号）.....	537
排泄等事例（1条26号）.....	537
汚廃物放棄事例（1条27号）.....	538
つきまとい事例（1条28号）.....	538
暴行等の共謀事例（1条29号）.....	539
動物使そう等事例（1条30号）.....	540
業務妨害事例（1条31号）.....	541
立入禁止場所等侵入事例（1条32号）.....	541
はり札・標示物除去・工作物等汚損事例（1条33号）.....	542
虚偽広告事例（1条34号）.....	543

第4章 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律… 545

- 第1 酩酊者の迷惑行為の罪（4条1項）…………… 545
 酒に酔って迷惑行為をした事例…………… 545
- 第2 制止に従わない迷惑行為の罪（5条2項、1項、4条1項）… 547
 警察官の制止に従わなかった事例…………… 547

第5章 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律…………… 549

- 第1 特殊開錠用具の所持（16条、3条、2条2号、施行令1条）… 549
 特殊開錠用具の所持事例…………… 550
- 第2 指定侵入工具の携帯（16条、4条、2条3号、施行令2条）… 550
 マイナスドライバーの携帯事例…………… 552
 パールの携帯事例…………… 552

第6章 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律… 553

- 第1 性的姿態等撮影（2条）…………… 553
 ひそかに性的な部位を撮影（1項1号イ）…………… 554
 ひそかに性的な部位を撮影しようとし未遂（2項、1項1号イ）… 554
 性交等がされている間における人の姿態を撮影（1項1号ロ）… 554
 同意しない意思を全うすることが困難な状態にさせて性的な部位を撮影（1項2号）…………… 555
 同意しない意思を形成することが困難な状態に乗じて性的な部位を撮影（1項2号）…………… 555
 行為の性質を誤信させて、性的な部位を撮影（1項3号）…………… 555
 特定の者以外の者が閲覧しないと誤信させて、わいせつな行為がされている間における人の姿態を撮影（1項3号）…………… 556
 13歳未満の者を対象とする撮影（1項4号）…………… 556
 13歳以上16未満の者を対象とする撮影（1項4号）…………… 556

第 2	性的影像記録提供等（3 条）	558
	性的影像記録（2 条 1 項 1 号イの行為により生成された電磁的記録）である動画データを電子メールで送信（1 項）	559
	性的影像記録（2 条 1 項 1 号ロの行為により生成された電磁的記録）を記録した記録媒体の手交（1 項）	560
	性的影像記録（2 条 1 項 2 号の行為により生成された写真）を郵送（1 項）	560
	性的影像記録（2 条 1 項 3 号の行為により生成された画像データ）を SNS で送信（1 項）	561
	性的影像記録（6 条 1 項の行為により生成された動画データ）を記録した記録媒体の手交（1 項）	561
	性的影像記録の動画投稿サイトへの投稿（2 項）	561
第 3	性的影像記録保管（4 条）	562
	性的影像記録を保管	562
第 4	性的姿態等影像送信（5 条）	563
	送信されることの情を知らない者の対象性的姿態等の影像の影像送信（1 項 1 号）	564
	同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態に乗じて対象性的姿態等の影像の影像送信（1 項 2 号）	564
	不特定多数の者に送信されないとの誤信をさせて対象性的姿態等の影像の影像送信（1 項 3 号）	564
	16 歳未満の者の性的姿態等の影像の影像送信（1 項 4 号）	565
	1 項の行為により映像送信された影像を更に映像送信（2 項）	565
第 5	性的姿態等影像記録	566
	影像送信をされた影像を記録	566

付 録

罪名表	569
-----------	-----

第 1 編

犯罪事実の 記載要領概論

第1章 犯罪事実記載の基本

第1 犯罪事実記載の意義

本書でいう「犯罪事実」とは、現に捜査機関による捜査の対象となっている事実（被疑事実）であり、また、第一次捜査機関である司法警察職員が捜査を遂げた結果として認められる事実（送致事実）である。

司法警察職員が犯罪事実を起案する主な機会としては、①逮捕状、搜索差押許可状その他の令状を請求する際、その理由となる事実として「被疑事実の要旨」（刑訴規142条1項2号）あるいは「犯罪事実の要旨」（刑訴規155条1項4号等）を記載する場合や、②検察官に事件を送致（送付）する際、送致書に「送致事実」を記載する場合等が考えられる。②の場合、送致事実には、司法警察員が検察官に送致する特定の事実を明らかにするという意味があるほか、いわゆる身柄事件の場合には、司法警察職員の作成した「送致事実」が、勾留請求における「被疑事実の要旨」（刑訴規147条1項2号）、更には勾留状に記載される被疑事実の要旨（刑訴法207条1項、64条1項）に用いられることが多いという実情からして、實際上、被疑者の身柄拘束の根拠となる事実を明らかにするという意味をも有することとなる。

また、犯罪事実は、その時点で収集されている証拠に基づいて、客観的に認められる事実を記載しなければならないのであり、もとより、捜査機関が主観的に想定している事実を記載すべきものではない。すなわち、証拠が十分に収集できていれば、それに基づいて適切な犯罪事実が記載できる反面、犯罪事実を起案しようとしても書けない部分があるというときには、その部分についての捜査・証拠収集が足りていないのではないかと考えてみなければならない。

第2 犯罪事実記載要領の基本

1 記載事項

犯罪事実の記載要領は、基本的に、起訴状に記載される「公訴事実」（刑訴法256条2項2号）のそれに準ずるものと考えてよい。

すなわち、まず、犯罪事実を記載するに当たっては、特定の犯罪構成要件に該当する全ての事実を、具体的に、かつ、過不足なく記載することが肝要である。基本的構成要件はもとより、その修正形式としての未遂犯(刑法43条)、共同正犯(刑法60条)、教唆犯(刑法61条1項)及び幫助犯(従犯。刑法62条1項)についても、その要件に該当する事実を記載しなければならない(第2章、第3章参照)。未遂犯の場合、中止犯(刑法43条後段)に該当するか否かも明らかにすべきである。

このように構成要件に該当する事実を的確に記載するためには、犯罪構成要件を、条文に即して、その解釈を含めて正確に理解していることが必要である。

違法性、有責性等については、それらを根拠付ける事実を記載しなくても当然に充足されていることが前提となっているので、例えば、正当防衛(刑法36条1項)に当たらないことや心神喪失者の行為(刑法39条1項)でないことを犯罪事実として記載する必要はない。

なお、違法性や責任を減輕することとなる過剰防衛(刑法36条2項)、心神耗弱(刑法39条2項)等に該当すると認められる場合に、これらの事情を端的に記載することは、事案の特徴を示す意味において有用であり、記載することに問題はない。しかし、これらの事情は、一般的に捜査が継続している段階ではその有無が確定し難いと考えられることに加え、これらの事情を記載しなくても犯罪事実の特定に欠けることはないので、その記載は必須ではないといえよう(第5章参照)。

2 六何(八何)の原則

犯罪事実を記載するに当たっては、できる限り日時、場所及び方法を記載することにより罪となるべき事実を特定することが求められる(刑訴法256条3項参照)。

殺人罪(共犯事件)について一例を挙げれば、犯罪事実は

【記載例】

被疑者は(①)、自己の従業員である甲野太郎(当時30歳)を殺害して同人を被保険者とする生命保険金を取得しようと考え

(③)、乙野次郎と共謀の上(②)、令和〇年〇月〇日頃(④)、東京都千代田区霞が関1丁目〇番〇号の前記乙野方において(⑤)、前記甲野に対し(⑥)、持っていた包丁(刃体の長さ約16センチメートル)で同人の胸部を突き刺し(⑦)、よって、その頃、同所において、同人を胸部刺切創による心臓損傷に基づく失血により死亡させて殺害した(⑧)ものである。

というように記載される。

この記載例を見ると、犯罪事実は

- ① 誰が(犯罪の主体)
- ② 誰と(共犯)
- ③ なぜ(犯罪の動機・目的)
- ④ いつ(犯罪の日時)
- ⑤ どこで(犯罪の場所)
- ⑥ 誰に、何に(犯罪の客体)
- ⑦ どのような方法で(犯罪の手段・方法)
- ⑧ 何をしたか、どうなったか(犯罪の行為と結果)

によって構成されていることが分かる。

このように、①「犯罪の主体」、④「犯罪の日時」、⑤「犯罪の場所」、⑥「犯罪の客体」、⑦「犯罪の手段・方法」及び⑧「犯罪の行為と結果」を記載すべきであるという原則は、「六何の原則」と称され、これに②「共犯」及び③「犯罪の動機・目的」を加えたものが「八何の原則」と称されている。犯罪事実は、最小限、六何の原則に従って記載されることが必要であり、必要に応じて②や③が加えられる。犯罪事実の記載に当たっては、この「六何の原則」(あるいは「八何の原則」)を念頭に置きながらこれに従って起案をすれば、必要な事項を漏れなく記載することができよう。

第3 記載の形式に関する留意事項

1 基本的な留意事項

犯罪事実は、原則として公用文における用字・用語のルールに従い、正

確で、分かりやすい表現を用いるようにする。

すなわち、用字・用語については、常用漢字表、送り仮名の付け方、現代仮名遣い等に関する内閣訓令等に従い、正しい文法にのっとって記載すべきである。

犯罪事実は、品格のある文章で正確・簡潔に記載すべきであり、不正確あるいは俗悪な語を用いないようにすべきであるし、無用な修辭を用いることも避けるべきである。従前は、漢文調ないし文語調の文章が「格調が高い」と意識されていたこともあったが、そのために分かりにくくなってしまつては本末転倒であり、むしろ、日常用いられている口語を用いて、分かりやすい起案を心がける方がよい。例えば、「……を企て」「……をして……せしめ」「手拳で殴打し」などの古めかしい、あるいは、文語的な表現は避け、日常的に用いられている表現に改めることが望ましい（この例でいうと、「……と考え」「……に……をさせ」「拳で殴り」などと言い換えることが可能である。）。

また、犯罪事実は、文頭の「被疑者は、」から文末の「……したものである。」までを一文で（途中で句点が入らない文体で）記載するのが慣例である。そのため、犯罪事実自体が複雑で長いものになると、文節間の関係が分かりにくくなったり、「同」や「前記」が何を指しているのかが不明確になったりしがちであるので、注意を要する。

2 複数の罪について、段落分け（「第1」「第2」……）をする場合

前記のとおり、犯罪事実は、全体を一文で記載するのが慣例であるが、併合罪（刑法45条）の関係にある2個以上の犯罪事実については、「第1」「第2」……のような番号を付して段落を分け、それぞれの罪に当たる事実を他の罪に当たる事実から区別できるように特定し、独立させて記載する。この場合、各事実について、前記「六何（八何）の原則」を満たすように記載しなければならない。

万引きによる窃盗2件を犯したという事例について一例を挙げれば、以下のようになる。

【記載例1】

被疑者は

第1 令和○年3月1日午前10時頃、東京都新宿区百人町3丁目○番○号株式会社甲野ストア○○店において、同店店長乙野次郎管理のインスタントラーメン3袋等10点（販売価格合計3250円）を窃取し

第2 同月5日午後1時頃、同区大久保1丁目○番○号「丙野商店」において、同店経営者丙野三郎管理の缶詰3缶等8点（販売価格合計2650円）を窃取し

たものである。

この場合、記載の順序は、犯行日時の順によるのが原則であるが、複数の罪名がある場合に罪名ごとに分けたり、犯罪の日時、場所、方法、被害者等が共通するものを適宜まとめるなどして、一読して理解しやすいものとする工夫をすることは差し支えなく、むしろ、そのような工夫をすることが望ましい。

これに対し、複数の罪が成立する場合であっても、科刑上一罪である観念的競合又は牽連犯（刑法54条1項）の関係にあるものについては、段落分けをせずに、通常の一文にまとめて記載する（第4章参照）。

なお、併合罪に当たらない複数の行為が一罪となる場合でも、段落を分けた方が分かりやすくなる場合がある。

そのような場合には、前記併合罪の場合のように「第1」「第2」……という「第」の付いた番号を付すのではなく、単に「1」「2」……という番号を付し、起案者の意図が各罪を併合罪とするものではないことを表している。

常習累犯窃盗に当たる複数の窃盗行為は、それらを包括して一罪となると考えられているところ、前記【記載例1】の2個の窃盗行為がいずれも常習累犯窃盗に当たる場合を想定すると、犯罪事実は以下のようになる。

第 2 編

刑法各則関係の 犯罪事実記載方法

第1章 公務の執行を妨害する罪

第1 公務執行妨害（刑法95条1項）

【参照条文】

第95条（公務執行妨害及び職務強要）

公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

2 公務員に、ある処分をさせ、若しくはさせないため、又はその職を辞させるために、暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

【挙動不審者に対する職務質問を妨害した事例】

被疑者は、【日時】頃、【場所】付近路上において、警察官の制服を着用して警ら中③であった警視庁〇〇警察署勤務の巡査甲野太郎①から挙動不審者として職務質問を受けた際②、同巡査に対し、右手の拳でその顔面を数回殴り、足でその腹部を数回蹴るなどの暴行を加え④、もって同巡査の前記職務の執行を妨害したものである⑤。

【犯罪事実記載上の留意点】

- 本罪の犯罪事実の記載に当たっては、いかなる公務員が（①）、いかなる職務を執行する場合であるか（②）を具体的に記載することが必要である。また、職務執行は適法であることが必要であるから、必要に応じてそれが適法であることを根拠付ける事実も記載する（例えば、「令状を示した上」などと記載する）。

なお、本記載例のように、警察官の職務質問を妨害する事例は多いと思われるが、この場合、被害者である警察官は警察官職務執行法2条1項等に基づいて職務を執行しているのであり、刑事訴訟法上の司法警察職員と

して行動しているわけではないから、そのような警察官の職名として「司法警察員」又は「司法巡查」を用いるのは、必ずしも正確ではない。

- 本罪の故意としては、客体が公務員であること、公務員がその職務を執行するに当たりこれに対し暴行・脅迫を加えることの認識・認容を要するので、そのような認識・認容を有していることが分かるように記載するのが望ましい。もっとも、通常は、そのことが客観的にうかがえる事実、例えば、「警察官の制服を着用して警ら中の……」(③)とか「免許証の呈示を求められ……」などという事実を記載すれば、それ以上に、例えば、「職務執行中の警察官であることを知りながら」などと、殊更記載するまでの必要はない。
- 妨害行為がいかなる態様のものであるかを具体的に記載する必要がある(④)。
- 公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行・脅迫を加えれば足り、現実には職務の執行が妨害されたことは必要としない(最判昭33・9・30刑集12・13・3151)。しかし、「もって職務の執行を妨害したものである。」と記載することが多い(⑤)。それ以上に、現実には職務がどの程度妨害されたかまでの記載は不要である。

【解説】

- 本罪は、公務員が職務を執行するに当たり①、これに対して暴行・脅迫②を加えることにより成立する。

この場合、公務員の職務執行は適法なものであることが必要である。捜査・事件処理に当たってはこの点を十分検討しておくことが必要である。

職務執行の適法性の要件としては、通常、次の3つが挙げられている。

ア その行為が、当該公務員の抽象的(一般的)職務権限に属するものであること。

イ 当該公務員が、その行為をなし得る具体的職務権限を有すること。

ウ その行為が、当該公務員の職務執行の有効要件として定められている重要な方式、あるいは法律上重要な手続の形式を備えていること。ただし、訓示規定違反やわずかな方式違反は適法性に影響を及ぼさない(最大判昭42・5・24刑集21・4・505参照)。

アからウまでに該当する事実、法令、訓令・通達、各公務所の内部規則等によって客観的に認定できるように証拠収集を図るべきであって、もとより、被害者である公務員やその所属部署の職員等が、主観的に職務権限の範囲内の行為であると考えているだけでは足りない。

職務行為の適否は、事後的に純客観的な立場から判断されるべきではなく、行為当時の状況に基づいて客観的・合理的に判断すべきである。例えば、職務としての現行犯人逮捕行為の適法性は、逮捕行為当時の具体的状況を客観的に判断して現行犯人と認められる理由があるか否かにより判断すべきであり、事後において犯人と認められたか否かによるべきものではない（最決昭41・4・14判タ191・146参照）。

①「職務を執行するに当たり」とは、現に職務を執行している場合に限らず、まさにその職務の執行に着手しようとする場合や、それを終えたばかりの段階も含むと解される。②本罪の「暴行」は、公務員の身体に対して直接加えられる有形力の行使（直接暴行）だけでなく、他の人や物に対して加えられることによって間接的に当該公務員に物理的・心理的に感応を与えるような有形力の行使（間接暴行）をも含む。また、本罪の「脅迫」は、人を畏怖させるに足る害悪の告知をいい、その害悪の内容・性質・通知の方法を問わない。

- 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成18年法律36号。同年5月8日公布。同月28日施行。以下「平成18年改正法」という。）により、公務執行妨害罪及びその補充的な犯罪である職務強要罪の法定刑が、従前の「3年以下の懲役又は禁錮」から「3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金」に改められ、選択刑として罰金刑が新設された（その後、「懲役若しくは禁錮」は、「拘禁刑」に改められた。）。本罪及び職務強要罪の保護法益である「公務」の重要性にかんがみれば、両罪については基本的には自由刑をもって臨むべきであるが、特に本罪を構成する事案の中には、酔余、あるいは感情の行き違い等から警察官に暴行を加えたものの、直ちに制圧・検挙されるといった比較的影響の大きくないものも見受けられ、この種事案の中には、相応の刑罰を科する必要があると認められる一方で、法定刑が自由刑に限られていたため、現実的には、起訴すべきか否かの判断に

困難を伴うものが少なくなかったことから、事案に応じた適正な処分・科刑の実現を図るため、選択刑として罰金刑を新設し、これによって刑の選択の幅を拡大しようとする趣旨で、改正が行われたものである。

【罪数関係】

- 本罪が成立するときは、手段としてなされた暴行・脅迫は本罪に吸収され、また、多衆の威力を示して暴行・脅迫を加えた場合にも、暴力行為等処罰に関する法律1条違反の罪は本罪に吸収される（大判昭4・10・28刑集8・595）。
- 本罪の手段としてなされた暴行により公務員が怪我を負った場合には、本罪と傷害罪とは観念的競合となる。また、殺害行為が手段として用いられた場合にも、本罪と殺人罪とは観念的競合となる。

【参考判例】

- ◆ 県議会委員長が委員会の休憩を宣言し退席しようとした際に同人に暴行を加える行為は、委員長が休憩宣言後も委員会の秩序を保持し、審議に関して生じた紛議に対処するなどの職務に従事していたと認められるから、本罪を構成する（最決平元・3・10刑集43・3・188）。
- ◆ 本罪の暴行脅迫は、直接公務員の身体に対して加えられる場合に限らず、当該公務員の指揮に従いその手足となってその職務の執行に密接不可分の関係において関与する補助者に対してなされた場合も含む（最判昭41・3・24刑集20・3・129）。
- ◆ 司法巡査が現行犯人逮捕の現場で証拠物として適法に差し押さえ、同所に置いた覚醒剤注射液入りアンプルを、足で踏み付けて損壊したときは、本罪が成立する（最決昭34・8・27刑集13・10・2769）。
- ◆ （生活保護に関する事務を担当する地方公務員であるAが、担当職員らに対して恫喝的な言動をしていた被告人に対し謝罪を求めたが、被告人はこれを拒否して立ち去ろうとし、Aがなおこれを追って謝罪を求め、その過程で被告人から暴行を受けたという事案につき）生活保護世帯に係る法外援護事務の調査及び調整に関することという分掌事務に直接該当するものに限られず、当該事務を円滑に遂行するため、これを阻害する要因を排除ないし是正することも、相当な範囲にとどまる限り、本来の職務に附随するものとして、

その適正な職務に含まれる（東京高判平27・7・7判時2318・154）。

【盗難車両検索中の職務質問に対する妨害事例】

被疑者は

第1 【日時】頃、【場所】付近路上において、同所に駐車中の甲野太郎管理の普通乗用自動車1台（時価130万円相当）を窃取し

第2 【日時】頃、【場所】先路上において、前記窃取に係る普通乗用自動車を運転して赤信号に従い停止し、同盗難車を検索中であつた警視庁〇〇警察署勤務の巡査乙野次郎に発見されて職務質問を受けた際、同車内から、同巡査を突き飛ばす暴行を加え、もつて同巡査の前記職務の執行を妨害したものである。

【言動の注意に対する妨害事例】

被疑者は、【日時】頃、【場所】の東日本旅客鉄道株式会社〇〇駅1番線ホーム上において、警視庁鉄道警察隊〇〇分駐所勤務の巡査甲野太郎から酒に酔って大声で騒いでいるところを注意された際、同巡査の顔面を拳で殴り、その胸ぐらを両手でつかむなどの暴行を加え、もつて同巡査の職務の執行を妨害したものである。

【駐車違反の取締りに対する妨害事例】

被疑者は、【日時】頃、【場所】先路上において、同所に駐車中の普通乗用自動車の運転席に乗り込み、駐車違反取締り中の〇〇県〇〇警察署交通課勤務の巡査甲野花子から駐車違反として取締りを受けた際、逃走しようと考え、同車運転席側ドア窓から同車内に上半身を入れていた同巡査に対し、同ドアを数回開閉して同ドアを同巡査の肩部・足部等に数回打ち当てた上、同車を急発進させて同巡査

第 3 編

準刑法関係の 犯罪事実記載例

第1章 暴力行為等処罰に関する法律

第1 集団的な態様又は示凶器による暴行・脅迫・器物損壊（1条）

【参照条文】

第1条

団体若しくは多衆の威力を示し、団体若しくは多衆を仮装して威力を示し又は兇器を示し若しくは数人共同して刑法（明治40年法律第45号）第208条、第222条又は第261条の罪を犯したる者は3年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処す。

【暴力団の威力を示して脅迫した事例】

被疑者は、指定暴力団〇〇会△△組の構成員であるが、【日時】頃、【場所】〇〇ビル1階甲野事務所において、甲野太郎（当時45歳）に対し、「△△組のシマウチで勝手なまねして、ただで済むと思うのか。」①「おのれ一人やってしまうなど、わけないぞ。」などと語気強く言い、同人の身体等にいかなる危害をも加えかねない氣勢を示して脅迫し②、もって団体の威力を示して脅迫したものである。

【犯罪事実記載上の留意点】

- 本罪は
 - ア 団体の威力を示す
 - イ 多衆の威力を示す
 - ウ 団体を仮装してその威力を示す
 - エ 多衆を仮装してその威力を示す
 - オ 凶器を示す
 - カ 数人が共同する

のうちいずれかに該当する手段（これらの手段のうち2以上のものに該当す

る場合もあり得る。)を用いて

I 暴行 (刑法208条)

II 脅迫 (刑法222条)

III 器物損壊 (刑法261条)

のうちいずれかの罪を犯すことによって成立するものである。したがって、アからカまでの手段のうちいずれを用いたものであるのか (①)、I から III までのどの罪に当たるものであるのか (②) を具体的に記載すべきである。

I から III までの各罪に係る記載方法 (第2編第20章第4、第23章第1 及び第31章第4) も参照。

【解説】

- 本罪は、刑法上の暴行罪、脅迫罪及び器物損壊罪の加重処罰規定である。
- 「団体」とは、共同の目的達成のため、多数の自然人が継続的に結合した組織体をいい、その共同の目的の種類や適法・違法を問わない。例えば、暴力団、政治結社、会社を含む法人、暴走族グループ、いわゆる総会屋グループ等、およそ組織体としての威力を発揮できるものは、本条の「団体」と認められる。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律3条1項にいう「団体」は、同項の定義のとおり厳格な組織性の要件が要求されるなどの限定がなされているが、本条の「団体」にはそのような限定がなく、より広い概念である。

- 「多衆」とは、「団体」の要件のうち、共同目的、継続性及び組織性のいずれかが欠けた多数の自然人の集合体をいい、社会通念上、集団としての威圧を感じさせる程度のものであることを要する。
- 「仮装して」とは、団体・多衆が存在しないにもかかわらず、あたかも存在するかのように装うこと、現実には存在する団体・多衆と無関係であるにもかかわらず、あたかもその構成員あるいは関係者であると装うことである。
- 「威力を示し」とは、団体・多衆を背景にして、人の意思を制圧するに足りる勢力を相手方に認識させることである。

- 「兇器」は、刑法上の凶器準備集合罪における凶器に準じる。性質上の凶器と用法上の凶器とがある。性質上の凶器とは、その本来の用途として人を殺傷するために作られた器具であり、用法上の凶器とは、本来の用途としては人を殺傷する目的を有するものではないが、使用方法によっては人を殺傷し得るに足る器具である。性質上の凶器には、刀剣類、銃砲、発射機能を有する改造拳銃、爆弾、火炎びん等が該当し、用法上の凶器には、包丁、アイスピック、木刀、模造拳銃、模造刀剣類、ナイフ、金槌、鎌、斧、角材、鉄棒等が該当しよう。
- 「兇器を示し」とは、凶器を携帯していることを相手に認識させることである。相手に凶器を認識させればよく、それ以上に相手に突き付けるなどする必要はないが、実際には凶器を携帯していないのにそのように誤解させるだけでは足りない。相手に認識させる手段方法は問わず、視覚により認識させるのでなくとも、触覚あるいは聴覚により認識させれば足りる。
- なお、凶器を示した暴行罪又は器物損壊罪は、その凶器を使用して暴行又は器物損壊をした場合だけでなく、一方の手に凶器を持って示しながら他方の手で暴行を加えたり器物を損壊するなどした場合でも成立する。
- 「数人共同して」とは、二人以上の者が犯罪を共同で実行する意思を有し、かつ、2人以上の者が現場で当該犯罪を実行することをいう。共謀した者全員が実行に出た場合には、罰条として刑法60条を掲げる必要はなく、犯罪事実としても、「被疑者○名は、共同して、……」と記載されることが多い。

甲、乙、丙の3名がAに対して暴行を加えることを共謀したが、甲のみが暴行を加えた場合は、2人以上の者の現場における実行がないため本罪は成立せず、3名ともに暴行罪（刑法208条）の共同正犯が成立するにすぎない（乙及び丙については、共謀共同正犯となる。）が、甲及び乙がAに暴行を加えた場合には、甲及び乙の実行行為が本罪に該当するので、3名ともに本罪の共同正犯が成立する（丙については、共謀共同正犯となる。）。これらの場合には、罰条として刑法60条も掲げる必要があり（最判昭34・5・7刑集13・5・489参照）、犯罪事実としても、「被疑者○名は、共謀して、……」と記載した上、二人以上の者が共同して犯罪行為に及んだ具体的事

実を示し、「もって数人共同して暴行したものである。」などと結ぶこととなろう。

- 前記【犯罪事実記載上の留意点】アからカまでの手段を用いて暴行し、傷害の結果が生じた場合には、傷害罪（刑法204条）が成立し、別に本罪は成立しないと解される。

数人共同して2人以上の者に対しそれぞれ暴行を加え、一部の者に傷害を負わせた場合には、傷害を受けた者の数だけの傷害罪と暴行を受けるにとどまった者の数だけの本罪が成立し、これらは併合罪となる（最決昭53・2・16刑集32・1・47）。

【団体・多衆の威力を示して脅迫した事例】

被疑者は、【年月日】頃、【場所】被疑者方から【場所】株式会社甲野商店〇〇営業所に電話を掛け、同営業所主任乙野次郎（当時35歳）に対し、同社が販売した商品に関する苦情を申し出た際、同人の対応が悪いとして立腹し、あたかも被疑者が右翼団体に所属しているものであるように装い、「俺は、〇〇同盟という右翼の者や。今すぐにもお前のところの営業所に若い衆をやって、お前なんぞいてまうことも簡単や。」「今もな、△△組って知っているやろう。あそこに街宣車行かせているんや。」「命、大事にせいや。」などと申し向け、同人の生命、身体等に危害を加えるかもしれない氣勢を示して脅迫し、もって団体及び多衆を仮装して威力を示して脅迫したものである。

【凶器を示して脅迫した事例】

被疑者は、【年月日】頃、【場所】先路上に停車中のタクシー車内において、同タクシーの運転手甲野太郎（当時50歳）に対し、持っていた文化包丁様のものを同人の目に突き出しながら、「刺してやろうか。」などと怒鳴り、もって凶器を示して脅迫したものである。

【共同暴行事例】

被疑者両名は、共同して、【日時】頃、【場所】喫茶店「〇〇」店内において、甲野太郎（当時35歳）に対し、それぞれ、その頭部を多数回殴り、その腹部を数回足で蹴るなどの暴行を加え、もって数人共同して暴行を加えたものである。

第2 加重傷害（1条の2第1項）

【参照条文】

第1条の2

銃砲又は刀剣類を用いて人の身体を傷害したる者は、1年以上15年以下の拘禁刑に処す。

【日本刀で傷害に及んだ事例】

被疑者は、【日時】頃、【場所】被疑者方において、甲野太郎（当時30歳）に対し、傷害の故意をもって③、その場にあった日本刀（刃渡り約18センチメートル）で①、その右上腕部に1回斬りつけ②、よって、同人に加療約3週間を要する右上腕部切創の傷害を負わせ、もって刀剣類を用いて人の身体を傷害したものである。

【犯罪事実記載上の留意点】

- 本罪は、銃砲又は刀剣類を用いることが構成要件の一部であるので、いかなる凶器を用いたのかを示す必要がある(①)。「銃砲又は刀剣類」とは、銃砲刀剣類所持等取締法2条に規定する銃砲又は刀剣類をいう。
- 本条にいう「用いて」とは、銃砲・刀剣類をその本来の用法に従って使用することをいい、拳銃の銃身で殴って傷害を負わせても、本罪は成立しない。したがって、凶器をいかなる方法で用いたのかも具体的に示す必要

〈編著者紹介〉

加藤 俊治 名古屋地方検察庁検事正、元最高検察庁総務部長、
元法務省大臣官房審議官（刑事局担当）

※ 本書の無断複製（コピー）は、著作権法上の例外を除き、禁じられています。また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

警察官のための

充実・犯罪事実記載例—刑法犯—〔第6版〕

令和7年11月30日 第6版第1刷発行

編著者 加藤 俊 治
発行者 橘 茂 雄
発行所 立花書房
東京都千代田区神田小川町3-28-2
電話 03-3291-1561（代表）
FAX 03-3233-2871
<https://tachibanashobo.co.jp>

平成21年7月20日 新訂版発行
令和3年4月30日 第5版発行

平成29年12月20日 第4版発行

© 2025 Toshiharu Kato

（印刷・製本）加藤文明社

乱丁・落丁の際は本社でお取り替えいたします。